

## 鹿児島市建設工事最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13を準用する場合を含む。）及び鹿児島市契約規則（昭和60年6月17日規則第25号）第13条の規定により、建設工事請負契約に係る競争入札について、契約内容に適合した履行の確保をするため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（以下「最低価格」という。）をもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする入札方法（以下「最低制限価格制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格制度の対象工事)

第2条 市長は、建設工事請負契約に係る競争入札を行う場合において、予定価格23億円未満の工事について最低制限価格制度の対象とすることができるものとする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、当該競争入札に係る予定価格の算出の基礎となった直接工事費相当額に10分の9.7を乗じて得た額、共通仮設費相当額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費相当額に10分の7.5を乗じて得た額の合計額を工事価格で除して得た割合に、予定価格を乗じて得た額とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合には予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、その割合が10分の8に満たない場合には予定価格に10分の8を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める場合は、10分の8から10分の9.2の範囲内で定めた割合に、予定価格を乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

3 最低制限価格については、予定価格調書の予定価格が記載された欄の下に、「最低制限価格 ¥〇〇」と記載し、さらに、当該最低制限価格に110分の100を乗じて得た金額を「(最低制限価格の110分の100 ¥〇〇)」と記載しておくものとする。

(入札参加者への周知徹底)

第4条 最低制限価格を設けた競争入札の入札参加者に対して、最低制限価格を設けた旨を制限付一般競争入札にあつては公告に、指名競争入札にあつては指名通知書に記載するとともに、入札執行時においても説明するなど、周知徹底を図るものとする。

(入札執行)

第5条 入札執行者は、入札の結果、最低価格が最低制限価格以上の場合には最低価格入札者を落札者とし、最低価格が最低制限価格未満の場合には、当該入札者を「失格」とし、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格を

もって申込みをした者を落札者とし、入札を終了するものとする。

(最低制限価格の公表)

第6条 最低制限価格は、落札決定後に公表するものとし、鹿児島市電子入札運用規約（平成20年2月18日制定）第2条第1号に規定する電子入札システム又は市政情報コーナーにおいて入札結果を記載した書類を閲覧に供する方法により行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

付 則

この要領は、平成20年4月1日以降の入札分から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に行う一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分について適用し、同日前に行った一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分については、なお従前の例による。

付 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に行う一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分について適用し、同日前に行った一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分については、なお従前の例による。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に行う一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分について適用し、同日前に行った一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に行う一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分について適用し、同日前に行った一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分については、なお従前の例による。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第1項ただし書及び第2項の規定は、この要領の施行の日以後に行う一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分について適用し、同日前に行った一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分については、なお従前の例による。

(適用区分)

- 3 改正後の第3条第3項の規定は、この要領の施行の日以後に行う一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分のうち、工期の末日が令和元年10月1日以降の工事について適用し、工期の末日が同年9月30日以前の工事については、なお従前の例による。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

(施工期日)

- 1 この要領は、令和2年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第1項の規定は、この要領の施行の日以後に行う一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分について適用し、同日前に行った一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分については、なお従前の例による。